

練馬区地域密着型サービス実施指針（案）等の改正内容一覧（運営基準に関するもの）

No.	改正内容	詳細	該当ページ
1	利用者への説明・同意等に関する見直し	ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を認めることとした。	P.3 (4) 利用契約について
2	高齢者虐待防止の推進	虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等が義務付けられた。()	P.4 (2) スタッフのあり方
3	ハラスメント対策の強化	スタッフの体制を構築するため、介護現場における介護スタッフ間や利用者と介護スタッフ間のハラスメント対策の実施を追加した。	P.5 (2) スタッフのあり方
4	感染症や災害への対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月から感染防止に係る委員会の開催、指針の整備、研修および訓練の実施を義務付けられた。() 避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととされた。 業務継続に向けた計画の策定、研修の実施および訓練の実施等が義務付けられた。() 	P.5 (3) 緊急時の対応
5	認知症介護基礎研修の実施	介護職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させることに関する必要な措置について義務付けられた。()	P.6 (3) 広範な知識を有するスタッフの育成
6	会議や多職種連携におけるICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議および介護・医療連携推進会議について、参加する利用者等の同意が得られた場合、テレビ電話等を活用しての開催が可能とされた。 感染症拡大防止の観点から、運営推進会議を「書面開催」とすることを認める取扱いについて、今年度も、居住系サービスの面会が可能となるまで継続することとされた。(令和2年2月から実施) WEB会議の開催も積極的に検討することとされた。 	P.10 (7) 運営推進会議および介護・医療連携推進会議の開催方法
7	外部評価に係る運営推進会議の活用	事業者は、既存の外部評価と運営推進会議による評価のいずれかを選択して評価を受けることとされた。	P.11 (9) 指定機関等を利用した外部評価（（介護予防）認知症対応型共同生活介護のみ）

令和5年度末までの3年間の経過措置期間を設ける。